



*** 農業所得の申告は**

収支計算で*

松前町では、農業所得の申告は昨年
から収支計算(実際に得た収入金額か
ら実際に支出した必要経費を差し引い
て計算)で行っています。そのため、
申告の際には、農業に関する収入金額
や必要経費などを記帳した書類や、農
協などから配布された資料(購買品年
間取引集計表など)及び領収書など、
収入・経費がわかる物を持参し、必ず
ご自身で集計をしてきてください。ま
た、収支計算の方法については、昨年
の広報まさき8、9、10、12月号に掲
載していますので参考にしてください。

*** にせ税理士にご注意***

確定申告の時期には、税金の申告手
続きなどを税理士に依頼される方が多
いことに便乗して、税理士でない人が
申告書の作成を行うことがあります。
このような「にせ税理士」は、法律に
違反するだけでなく、依頼した方にも
迷惑がかかる結果となることが多いの
で、ご注意ください。

*** お知らせ***

★ 平成15年分申告から税務署職員が

来庁して行う申告相談は実施してい
ません。営・庶業の方、土地建物・
株式等の譲渡所得があった方は、松
山税務署で申告していただきますよ
うお願いします。

★ 松山税務署では、2月19日(日)及

び2月26日(日)も確定申告を受け付
けています。平日に休みがとれない
方は、ぜひご利用ください。

問い合わせ

町県民税については

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

所得税については

松山税務署 ☎ 941-9121

税務相談室 ☎ 946-4589



税務署からのお知らせ

★税務署での確定申告相談★

下記の日程で松山税務署でも確定申告相談を行います。
どなたでも、お気軽にご利用ください。なお、松山税務
署では、今年の確定申告期間中、2月19日(日)、2月26
日(日)に限り日曜日も、確定申告の相談・申告書の受
付けを行います。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※ 土・日曜日、祝日を除きますが、2月19日(日)、26日(日)
は実施

場所 松山税務署 松山市若草町4-3
松山若草合同庁舎

相談時間 9時～17時(ただし、12時～13時を除く)

相談内容 所得税、消費税・地方消費税、贈与税の申告
書類などの作成

持参資料

- ① 申告書(税務署から送付された申告書をお持ちの方のみ)
- ② 源泉徴収票
- ③ 印鑑、筆記用具
- ④ 所得計算に必要な書類
- ⑤ 医療費の領収書(医療費控除を受けようとする方)
- ⑥ 支払保険料の証明書
- ⑦ 還付金の受取口座のわかるもの など

★安全・確実・便利な振替納税のご利用を★

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の
納税方法に、振替納税の制度があります。振替納税は、
現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納税を忘れてしま
うこともありません。

手続きは簡単です。「預貯金口座振替依頼書」を、税務
署又は取引先の金融機関に提出すればOKです。なお、「預
貯金口座振替依頼書」用紙は、税務署又は金融機関にあ
ります。

まだ利用されていない方は、この機会にぜひご利用くだ
さい。

口座振替による納付日

申告所得税 4月20日(木)
消費税及び地方消費税 4月27日(木)

**税務署での確定申告相談及び振替納税についての問い
合わせ**

松山税務署 ☎ 941-9121

★自宅でできる国税電子申告・納税システム「e-Tax」★

国税の申告・納税が、インターネットなどからできま
す。詳しくは、下記をご覧ください。

「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

「e-Tax」問い合わせ ヘルプデスク ☎ 0570-015901